長野市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年9月6日

長野市監査委員 鈴 木 栄 一

同小澤輝彦

同岡田荘史

同 塩 入 学

第1 監査の範囲

平成28、29年度における財務に関する事務及びその他の事務

第2 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

対象	期	間
地域・市民生活部 篠ノ井支所 篠ノ井支所信里連絡所 川中島支所 若槻支所 豊野支所 古牧支所 三輪支所		
こども未来部 山王保育園 東部保育園 昭和保育園 豊野さつき保育園 豊野ひがし保育園	平成29年4月 8月28日ま [~]	
教育委員会 芹田公民館 古牧公民館 豊野公民館 古牧小学校 長沼小学校 若槻小学校 徳間小学校 篠ノ井東小学校 篠ノ井西小学校 信里小学校 昭和小学校 下氷鉋小学校 豊野西小学校 豊野東小学校 篠ノ井東中学校 篠ノ井西中学校 豊野中学校		

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行等について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員 からの説明を聴取するとともに、抽出による書類監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、また、現金の取扱い及び備品の管理状況について、次の各事項に着目し抽出による実地監査を実施した。

(1) 現金の取扱いについて

- ア 現金の受領から金融機関へ入金までの手続きは適正か。
- イ複数人による確認を行っているか。
- ウ 作成すべき書類に誤りはないか。
- エ 金融機関への払い込みは遅滞なく行われているか。
- オ調定の時期及び手続きは適正か。

(2) 備品の管理状況について

ア 備品台帳は、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。

イ 備品の現物は確認できるか。所在は、台帳と一致しているか。管理の状況は、 良好か。

第4 監査の結果

財務に関する事務等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事 例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

1 重点項目

(1) 収納料金の払込みを適正に行うべきもの

ア 成人学校の受講料について、数日分をまとめて指定金融機関等へ払込みを行っていた事 例があった。

長野市財務規則によると、収納した現金は速やかに指定金融機関等へ払い込まなければならないこととされている。

規則に基づき、適正な収納事務を徹底されたい。

イ コピー使用料について、1万円を超える現金を所属で保管し、数日後に指定金融機関等 へ払込みを行っていた事例があった。

長野市会計事務の手引によると、コピー使用料については、1か月ごと、ただし収納金額が1万円を超えた場合には速やかに調定し指定金融機関等へ払い込むこととされている。 手引に基づき、適正な収納事務をされたい。

2 収入事務

(1) 調定事務を適時に行うべきもの

行政財産使用料について、歳入調定の手続きが遅滞していた。

長野市市有財産条例によると、使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収することとされている。

条例に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【川中島支所・豊野支所】

(2) 適正な会計年度で事務処理すべきもの

コピー機・印刷機使用料について、年度末の使用料を過年度分と現年度分を合わせて、現 年度の収入としていた事例があった。

会計年度独立の原則に基づき、適正な会計年度で処理されたい。

【豊野公民館】

3 支出事務

補助金等交付事務を適正に行うべきもの

支所発地域力向上支援金の補助金交付事務において、交付決定後に概算払による支出としたものの、その根拠が明確でない事例があった。

また、同補助事業の精算・確定事務が、年度を越えて行われていた。

要綱等に基づき、適正な事務処理をされたい。

【篠ノ井支所】

第5 意見

(1) 学校の備品管理について

学校の備品を監査したところ、管理責任者が備品の所在を十分に把握しておらず、確認できない事例が散見された。

学校の備品は他の所属に比べて登録数が多いことから、現物の所在確認や台帳照合を頻繁 に行うことにより、常に良好な状態で使用できるよう努めなければならない。

備品は市の大切な財産であることを認識し、担当教職員任せではなく、責任者による一元 的な管理体制の整備を図るなど、適正な管理運用を徹底されたい。

(2) 保育園・学校の遊具等について

今年度出先機関の監査を実施する中で、保育園・学校の遊具等について、破損などにより 使用できない状態のまま放置されていた事例が散見された。

保育園の園庭や学校の運動場に設置された遊具等は、子どもたちの心身の発達、特に体力 や運動機能の向上に資するなど大変重要な役割を果たしている。

本市においては、それぞれ各施設の教職員等が日常的な点検を行い、不具合箇所の早期発見と使用禁止等の応急処置、所管課への報告などに努めている。また、所管課では、全ての 遊具等の定期点検を毎年度委託により実施し、現状把握を行っている。

しかし、保育・幼稚園課では、予算の範囲内で緊急度を基準に修繕を行っているが、使用 不可のものが相当数放置されている(別表参照)。さらに、定期点検の結果に基づいた修理・撤去等の全体の実施計画は現在も作成されていない。また、教育委員会においては、修 繕費は学校ごとに毎年度予算計上されているが、学校との協議により他の修繕が優先される など、遊具等の修繕が遅れている。

遊具等については、子どもたちが安心して利用できるよう、安全面からの適切な維持管理が常に求められている。危険な状態のまま放置した結果、重大な事故を引き起こすことのないよう早急に対応する必要がある。

また、遊具等の修繕費予算は施設ごとに割当てるのではなく、一括して所管課が確保し、 迅速確実に対応できるよう改善されたい。 別表:保育園・学校の遊具等一覧表(平成29年6月30日現在)

◎平成28年度に所管課が実施した点検結果をもとに、監査委員事務局で作成

_【保	育園】					
No.	保	育 園 名	合計	使用可	使用不可	今回監査 対象施設
1	加	茂	4	4	0	
2	山	王	4	3	1	0
3	中	御所	3	2	1	
4	柳	町	4	3	1	
5	皐	月	4	3	1	
6	若	槻	4	4	0	
7	長	沼	4	2	2	
8	安	茂里	2	1	1	
9	中	央	3	3	0	
10	塩	崎	5	4	1	
11	共	和	5	4	1	
12	西	部	4	4	0	
13	東	部	4	4	0	0
14	象	Щ	4	3	1	
15	東	条	5	5	0	
16	豊	栄	4	3	1	
17	寺	尾	6	5	1	
18	綿	内	6	6	0	

				1)	単位 基)
No.	保育園名	合計	使用可	使用不可	今回監査 対象施設
19	保 科	3	3	0	
20	昭 和	5	5	0	0
21	川中島	4	4	0	
22	真 島	3	3	0	
23	青 木 島	4	3	1	
24	七二会	3	3	0	
25	信 更	4	3	1	
26	豊野さつき	2	0	2	0
27	豊野みなみ	3	3	0	
28	豊野ひがし	5	5	0	0
29	とがくし	3	3	0	
30	鬼無里	4	4	0	
31	信州新町	6	5	1	
32	なかじょう	5	4	1	
33	子 供 の 園	4	1	3	
計	•	133	112	21	

※使用不可の割合…15

_【小学校】							
No.	小学校名	合計	使用可	使用不可	今回監査 対象施設		
1	城 山	7	6	1			
2	鍋屋田	11	11	0			
3	加 茂	10	9	1			
4	山 王	8	6	2			
5	芹 田	10	10	0			
6	古 牧	10	10	0	0		
7	緑ケ丘	16	16	0			
8	三輪	12	11	1			
9	吉 田	0	0	0			
10	裾 花	10	9	1			
11	城東	11	11	0			
12	湯谷	9	7	2			
13	南 部	11	10	1			
14	大 豆 島	10	10	0			
15	朝陽	10	9	1			
16	柳原	9	8	1			
17	長 沼	7	5	2	0		
18	古 里	9	7	2			
19	若 槻	9	9	0	0		
20	徳 間	10	9	1	0		
21	浅川	10	7	3			
22	芋 井	5	4	1			
23	安 茂 里	10	10	0			
24	松ヶ丘	6	4	2			
25	通明	16	14	2			
26	篠ノ井東	17	17	0	0		
27	篠ノ井西	12	10	2	0		
28	共 和	14	14	0			

					(1)	単位 基)
No.	小 学	校 名	合計	使用可	使用不可	今回監査 対象施設
29	信	里	5	3	2	0
30	塩	崎	7	7	0	
31	松	代	13	10	3	
32	清	野	6	5	1	
33	西	条	9	8	1	
34	曹	栄	8	8	0	
35	東	条	11	11	0	
36	寺	尾	10	10	0	
37	綿	内	13	12	1	
38	JII	田	11	11	0	
39	保	科	9	9	0	
40	昭	和	10	9	1	0
41	川中		10	10	0	
42	青 オ	・島	9	9	0	
43	下		8	7	1	0
44	三本		11	11	0	
45	真	島	8	8	0	
46	七 二	. 会	7	7	0	
47	信	更	9	9	0	
48	豊野	予 西	9	7	2	0
49	豊野		10	9	1	0
50	戸	隠	8	8	0	
51	鬼無	. 里	6	6	0	
52	大	尚	7	6	1	
53	信 州	新 町	5	3	2	
54	中	条	6	5	1	
計			504	461	43	

※使用不可の割合…8.5%

_【中学	^丝 校】				
No.	中学校名	合計	使用可	使用不可	今回監査 対象施設
1	柳町	0	0	0	
2	櫻ヶ岡	0	0	0	
3	東部	0	0	0	
4	西 部	1	1	0	
5	三陽	1	1	0	
6	東北	1	1	0	
7	北部	0	0	0	
8	裾 花	1	1	0	
9	犀 陵	0	0	0	
10	篠ノ井東	0	0	0	0
11	篠ノ井西	1	1	0	0
12	松代	0	0	0	
13	若穂	0	0	0	

				(1	単位 基)
No.	中学校名	合計	使用可	使用不可	今回監査 対象施設
14	川中島	2	2	0	
15	更 北	1	1	0	
16	広 徳	1	1	0	
17	七二会	0	0	0	
18	信更	0	0	0	
19	豊野	2	2	0	0
20	戸隠	0	0	0	
21	鬼無里	0	0	0	
22	大 岡	1	1	0	
23	信 州 新 町	0	0	0	
24	中 条	1	1	0	
計		13	13	0	

※全て使用可